

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 日本橋分室  
日本橋共用端末室 利用規約

令和5年5月26日

### 1. 趣旨

本利用規約は、東北大学東北メディカル・メガバンク機構日本橋分室(以下、単に「日本橋分室」と略記する。)における日本橋共用端末室の利用規約を定める。

### 2. 設備

日本橋分室の有する日本橋共用端末室(以下、「日本橋共用端末室」と略記する。)は、以下の設備を整えている。

共用端末台数：3 台

### 3. 管理

日本橋共用端末室及び設置されている共用端末に関しては、日本橋分室がその管理を行う。また、日本橋共用端末室の作業環境が損なわれる可能性がある場合、日本橋分室は当該端末室の利用を制限することができる。

### 4. 利用者の資格

日本橋共用端末室を利用できる者は、以下の条件をすべて満たす者のみとする。ただし、日本橋共用端末室の見学のみを希望する場合、当該者は日本橋分室の許可を得て見学することができる。

- スーパーコンピュータまたはシンクライアントのアカウントを所有していること
- 日本橋共用端末室利用登録申請を行い、承認されていること

### 5. 日本橋共用端末室の利用に関して

- 日本橋共用端末室の利用にあたっては、予約申込みをすること。
- 日本橋共用端末室へは利用許可されている者以外を入室させないこと。
- 日本橋共用端末の利用は1台/人とし、どの端末を利用するのかについては日本橋分室の指示に従うものとする。なお、同じ研究機関又は企業に所属するものが複数人同時に利用を希望する場合は、日本橋分室の許可を得て、当該端末室を貸切で利用(3台利用)することができる。
- 日本橋共用端末室内での携帯電話、デジタルカメラ、カメラ付きタブレット端末等を撮影の目的に使用しないこと。また、当該端末室内での携帯電話による通話や、他の利用者との会話や打ち合わせは、原則禁止とする。なお、手荷物は利用者が各自の責任で管理すること。
- 日本橋共用端末へログインしたまま、離席しないこと。万が一、ログインした状態で離席し、トラブルが発生した場合、日本橋分室は責任を負わない。

- 日本橋共用端末に不具合がある場合は、速やかに日本橋分室まで連絡すること。
- 日本橋共用端末室内に常備している備品を無断で持ち出さないこと。
- 日本橋共用端末の利用を終了する際には、その電源を切断すること。また、日本橋共用端末室を退出する際には、貸与された空調機器等の電源を切断すること。
- 日本橋共用端末室の運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。
- 規約に違反した者、または他人の利用を妨害する行為を行った者は、日本橋共用端末室の利用資格を取り消される場合がある。

#### 6. 利用時間帯

日本橋共用端末室は規定の時間帯で利用可能とする。ただし、メンテナンス等管理上の都合で、予告なく利用時間を制限することがある。